

離島供給約款以外の供給条件の承認について

(趣旨)

東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電P G」という。）が、令和元年9月26日付けで経済産業大臣から承認を受けた、台風15号により被災された電力の使用者に対する離島供給約款以外の供給条件（以下「特別措置」という。）について、本年10月1日から適用される離島供給約款においても引き続き同一の取扱いとするため、9月27日付けで東電P Gから経済産業大臣に承認申請があり、9月27日付けで経済産業大臣からこれについての意見の求めがあったところ、当該承認への委員会としての回答について御確認いただく。

1. 経緯

本年10月1日より消費税等率の変更されることを受けて、9月2日付けで東電P Gから経済産業大臣に離島供給約款の変更の届出があったところ。

これを受けて、9月26日付けで経済産業大臣から承認を受けた特別措置について、10月1日から適用される離島供給約款においても、引き続き同一の取扱いとするための承認申請が、東電P Gから経済産業大臣にあった。

当該申請を受け、電気事業法第66条の11第1項第9号の規定に基づき経済産業大臣から委員長に対し意見の求めがあった。

2. 申請内容

申請者： 東京電力パワーグリッド株式会社

申請日： 令和元年9月27日

申請内容： 離島供給約款以外の供給条件の承認申請

特別措置： 災害に伴う特別措置

（台風15号により被災された電力の使用者に対し、工事費負担金の免除等を実施（東京都島しょ大島町））

3. 承認申請に係る意見

審査の結果、承認することに異存がない旨を回答することとしたい。

(参考条文)

電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)

(離島供給約款)

第二十一条

二 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款 (以下この条において「離島供給約款」という。) 以外の供給条件により離島供給を行ってはならない。ただし、その離島供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、この限りでない。

(委員会の意見の聴取)

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(略)

九 第二十条第二項ただし書、第二十一条第二項ただし書 又は第二十八条の四十九第一項の規定による承認をしようとするとき。

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (平成 12・05・29 資第 16 号)

第 1 審査基準

(14) 第 21 条第 2 項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認 第 21 条第 2 項ただし書の離島供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島の需要家と一律の取引を行うことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

以 上

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和元年9月27日付け20190927資第2号により貴職から当委員会に意見を求められた離島供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存ありません。

経済産業省

官 印 省 略
20190927資第2号
令和元年9月27日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法21条第2項ただし書に規定する離島供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島供給特例承認申請書

令和元年 9 月 27 日

東京電力パワーグリッド株式会社

離島供給特例承認申請書

経料発1第11号

令和元年9月27日

経済産業大臣 菅 原 一 秀 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎 見

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	令和元年10月1日から令和2年4月末日

別 紙

離島供給約款以外の供給条件の内容

令和元年9月の台風15号の影響により、当社供給区域内のお客さまが被災し、令和元年9月8日、東京都島しょ大島町に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域（令和元年9月8日以降、令和元年9月の台風15号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村を含む。）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの令和元年8月（支払期日が9月8日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月調定分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：令和2年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

（有効期間満了日：令和2年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日：令和2年3月末日)

4. 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年3月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：令和2年3月末日)

5. 被災されたお客さま（ただし、低圧で供給する場合は、契約種別が従量電灯C、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、曜日別電灯2型、臨時電灯C、公衆街路灯、低圧高負荷契約、低圧電力、臨時電力、農事用電力、農業用低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、融雪用電力および第2深夜電力のお客さまに限る。）で、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、令和2年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(有効期間満了日：令和2年3月末日)

6. お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和2年3月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：令和2年3月末日)

7. この離島供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、離島供給約款によるものとする。

附 則

本供給条件実施の際現に離島供給約款以外の供給条件（令和元年9月26日付け20190926資第1号承認。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。

別 添

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

令和元年9月の台風15号の影響により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が生じたため、東京都島しょ大島町に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域（令和元年9月8日以降、令和元年9月の台風15号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村を含む。）において被災されたお客さまに対し、離島供給約款以外の供給条件（令和元年9月26日付け20190926資第1号承認。）を設定しておりますが、離島供給約款の変更（令和元年9月2日付け届出。）後も引き続き設定するべく、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき、離島供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

東京都島しょ大島町